## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名         |
|-------|--------------|
| 1     | 住民基本台帳に関する事務 |

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

伊佐市長

#### 公表日

令和7年8月29日

[令和7年5月 様式2]

#### 朗油樗叝

| I 関連情報<br>                               |   |
|--|---|
| 1. 特定個人情報ファイ                             | ルを取り扱う事務  |
| ①事務の名称                                   | 住民基本台帳に関する事務  |
| ②事務の概要                                   | 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。伊佐市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をは、当時の事がによる住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ②本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ②地方公共同体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令85号)第35条第1項の規定により、機構に対し事務の一部の委任を行ったため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて |
| ③システムの名称                                 | 特定個人情報ファイルを使用する。  ①既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) ②住民基本台帳ネットワークシステム(CS及びGW) ③MICJET番号連携サーバー ④中間サーバー ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市CS部分について記載する。   |
| 2. 特定個人情報ファイ                             | ル名  |
| ①住民基本台帳ファイル<br>②本人確認情報ファイル<br>③送付先情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                               |   |
| 法令上の根拠                                   | ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<br>・第7条(指定及び通知)<br>・第16条(本人確認の措置)<br>・第17条(個人番号カードの交付等)<br>②住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)<br>・第5条(住民基本台帳の備付け)<br>・第6条(住民基本台帳の作成)<br>・第6条(住民票の記載事項)<br>・第8条(住民票の記載事項)<br>・第8条(住民票の記載等)<br>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)<br>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)  |

第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

•第22条(転入届)

・第22条(私人届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |  |  |  |  |  |
|--------------------------|---|--|--|--|--|--|
| ①実施の有無                   | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定  |  |  |  |  |  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が 「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表情報照会の根拠)なし (住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) |  |  |  |  |  |
| 5. 評価実施機関における            | <b>担当部署</b><br>   |  |  |  |  |  |
| ①部署                      | 市民課   |  |  |  |  |  |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |  |  |  |  |  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |  |  |  |  |  |
| なし                       |   |  |  |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・            | 訂正·利用停止請求   |  |  |  |  |  |
| 請求先                      | 伊佐市役所市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311   |  |  |  |  |  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |  |  |  |  |  |
| 連絡先                      | 伊佐市役所市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311   |  |  |  |  |  |
| 9. 規則第9条第2項の適            | 用 [ ]適用した   |  |  |  |  |  |
| 適用した理由                   |   |  |  |  |  |  |

## Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                |                                  |                 |             |   |   |           |  |
|------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か       |                                  | [ 1万人以上10万人未満 ] |             |   | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |           |  |
| いつ時点の計数か               |                                  | 令和              | 17年5月31日 時点 |   |   |           |  |
| 2. 取扱者                 | 2. 取扱者数                          |                 |             |   |   |           |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か |                                  | [               | 500人未満      | ] | <選択肢><br>1) 500人以上  | 2) 500人未満 |  |
| いつ時点の計数か               |                                  | 令和7年5月31日 時点    |             |   |   |           |  |
| 3. 重大事故                |                                  |                 |             |   |   |           |  |
|                        | 内に、評価実施機関において特定個人<br>う重大事故が発生したか | [               | 発生なし        | ] | <選択肢><br>1) 発生あり  | 2) 発生なし   |  |

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |                      |               |   |            |  |  |
|--|----------------------|---------------|---|------------|--|--|
|  | 項目評価書<br>施機関については、それ | ]<br>れぞれ重点項目評 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、」 | 及び全項目評価書   |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(  | 情報提供ネットワーク           | ウシステムを通じ      | た入手を除く。)  |            |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                                     | [  十分であ              | <b>ర</b> ]    | <選択肢><br>1)特に力を入れてい<br>2)十分である<br>3)課題が残されてい                        |            |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                      |               |   |            |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か          | [  十分であ              | <b>న</b> ]    | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい                              |            |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [  十分であ              | <b>ა</b>      | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい                              |            |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの   | の取扱いの委託              |               | 1   | 〇 ]委託しない   |  |  |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                                  | Ι                    | 1             | <選択肢><br>1) 特に力を入れてい<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されてい                     |            |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転  | 伝(委託や情報提供ネッ          | ットワークシステム     | を通じた提供を除く。) [   | ]提供・移転しない  |  |  |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                                   | [  十分であ              | გ ]           | <選択肢><br>1) 特に力を入れてい<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されてい                     |            |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシ   | ステムとの接続              |               | [ ]接続しない(入手) [  | ]接続しない(提供) |  |  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                                     | [  十分であ              | <b>გ</b> ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れてい<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されてい                     |            |  |  |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                                      | [  十分であ              | <b>ა</b>      | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい                              |            |  |  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                     |   |  |  |  |  |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か | <選択肢><br>(選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |  |  |  |  |
| 8. 人手を介在させる作業                       | [ ]人手を介在させる作業はない  |  |  |  |  |
| 人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か           | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>[ 十分である ]<br>2)十分である<br>3)課題が残されている   |  |  |  |  |
| 判断の根拠                               | "対象者以外の情報"や"必要な情報"以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じ、宛名システムやその他の業務システムにおいても、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御をおこなっている。                           |  |  |  |  |
| 9. 監査                               |   |  |  |  |  |
| 実施の有無                               | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査  |  |  |  |  |
| 10. 従業者に対する教育・                      | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   |  |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                        | <選択肢>   |  |  |  |  |
| 11. 最も優先度が高いと表                      |   |  |  |  |  |
| 最も優先度が高いと考えられ<br>る対策                | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   |  |  |  |  |
| 当該対策は十分か【再掲】                        | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている  |  |  |  |  |
| 判断の根拠                               | 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底した対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |  |  |  |  |

#### 変更箇所

| 変更固.       | ולק                                      |   |  |      |                                     |
|------------|--|---|--|------|-------------------------------------|
| 変更日        | 項目                                       | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                           |
| 平成27年2月16日 | Ⅰ-3法令上の根拠                                | -   | 住民基本台帳法第22条を追記   | 事後   |                                     |
| 平成28年4月1日  | I-5-②所属長                                 | 宮原 孝文   | 田之上 和美   | 事後   |                                     |
| 平成29年4月1日  | I-1-③システム名称                              | ①既存住民基本台帳システム(以下「既存住基<br>システム」という。)   | ①既存住民基本台帳システム(以下「既存住基<br>システム」という。)  | 事後   |                                     |
| 平成29年4月1日  | Ⅱ-1 対象者数 いつ時点の<br>計数か                    | 平成27年1月1日時点   | 平成29年4月1日時点  | 事後   |                                     |
| 平成29年4月1日  | Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の<br>計数か                    | 平成27年1月1日時点   | 平成29年4月1日時点  | 事後   |                                     |
| 令和1年6月26日  | I 関連情報 5. 評価実施機<br>関における担当部署 ②所属<br>長の役職 | 田之上 和美  | 課長   | 事後   | 記載事項修正                              |
| 令和1年6月26日  | Ⅳ リスク対策                                  |   | 新様式への変更(IVリスク対策を追加)  | 事後   | 主務省令等の改正                            |
| 令和2年5月29日  | 全体                                       |   |  |      | 評価の再実施                              |
| 令和3年6月25日  | I-4-②法令上の根拠                              | 番号法第19条第7号  | 番号法第19条第8号   | 事後   | 令和3年9月1日に施行され<br>る番号利用法の改正による修<br>正 |
| 令和7年8月29日  | Ⅰ-4-②法令上の根拠                              | 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 3<br>5, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57,<br>58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 8<br>4, 89,91,92,94,96,101,102,103,105,10<br>6,108,111,112,113,114,116,117,120<br>の項)<br>(別表第2における情報照会の根拠)<br>なし | 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民栗関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項)、「番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表情報照会の根拠)なし、「住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) | 事後   |                                     |
| 令和7年8月29日  | Ⅳ リスク対策                                  |   | 2項目の追加<br>8.人手を介在させる作業<br>11.最も優先度が高いと考えられる対策  | 事後   |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
|            |  |   |  |      |                                     |
| L          | l .                                      | l .   |  |      |                                     |